

グループ会社のためのシステム開発等業務の開始に伴う定款の一部改正について

2019年2月15日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨及び改正概要

当社は、定款の一部改正を行い、本年3月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、当社の属する金融商品取引所持株会社グループに属する会社のための市場の開設に関連するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務及びこれに附帯する業務を行うため、定款の目的規定（第2条）を改正するものです。

II. 施行日

2019年3月1日から施行します。

以 上